

2025 年 5 月 29 日

各 位

会社名 シチズン時計株式会社
代表者名 代表取締役社長 大治 良高
(コード番号：7762 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員 広報 IR 室担当 小林 啓一
(TEL 042-468-4934)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 29 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 25 日に開催予定の第 140 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- (2) 取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に伴う監査役の責任免除に関する経過措置として、新たに附則を設けるものです。
- (4) 以上のほか、条数及び字句の整備、規定の整理等、全般にわたって所要の変更を加えるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 25 日（予定）

以 上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成<u>ならびに備置き</u>その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 (株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>において</u>定める株式取扱規則による。 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会<u>において</u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 る) 3. <u>会計監査人</u> (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成<u>並びに備置き</u>その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 (株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議または<u>取締役会から委任を受けた取締役の決定によって</u>定める株式取扱規則による。 (招集権者および議長) 第14条 (現行どおり) ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会<u>の決議によって</u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。 (新 設) (取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会<u>において</u>選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>9</u>名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u>選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
第24条 (省 略)	第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規則)	第25条 (現行どおり)
第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。	(取締役会規則)
(取締役の報酬等)	第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。
第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等)
第27条 (省 略)	第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役および監査役会	第28条 (現行どおり)
(監査役の数)	(削 る)
第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 る)
(監査役の選任方法)	(削 る)
第29条 監査役は、株主総会において選任する。	
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の任期)</u> 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u> 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会規則)</u> 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> <u>(監査役の報酬等)</u> 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 る) (削 る) (削 る) (削 る) (削 る) (削 る)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設)	(削 る) 第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 36 条 ↳ (省 略) 第 39 条 (新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 第 32 条 ↳ (現行どおり) 第 35 条 <u>(附則)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第140期定時株主総会終結前の行為に係る同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>

以 上